

# 板橋区立男女平等推進センター相談業務実施要綱

(平成 27 年 3 月 24 日 区長決定)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、男女平等参画基本条例第 15 条に基づき、男女平等参画社会の形成に関し、板橋区立男女平等推進センター（以下、「センター」という。）において実施する相談業務を円滑かつ効果的に行うため、その実施についての基準を定めることを目的とする。

## (相談の種類と内容)

第 2 条 相談業務の種類と内容は次のとおりとする。

(1) 総合相談

男女平等推進全般についての相談

(2) DV 専門相談

DV 問題に関する相談

(3) 女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

就労に関する問題と女性の視点に立った悩み相談

(4) DV 電話相談 (いたばし I (あい) ダイヤル)

DV 問題に関する電話相談

## (相談者の範囲)

第 3 条 前条に掲げる相談の対象者は次のとおりとする。

(1) 区内に住所を有する者

(2) 区内の事業所又は学校等に在勤、在学する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

## (実施場所)

第 4 条 センター内及び総務部男女社会参画課長が定める場所とする。

## (実施日)

第 5 条 相談は、国民の祝日並びに年末年始を除き、次のとおり行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは変更することができる。

(1) 総合相談

① 相談日 月曜日から金曜日、第 2 土曜日

② 相談時間 午前 9 時から午後 5 時

(2) DV 専門相談

① 相談日 月曜日、木曜日、第 2 土曜日

② 相談時間 午前 10 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時  
(第 2 土曜日は午後 4 時まで)

(3) 女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

① 相談日 第 2・4・5 水曜日、第 2 土曜日

② 相談時間 午前 10 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 4 時

(4) DV 電話相談 (いたばし I (あい) ダイヤル)

① 相談日 月曜日から金曜日まで

② 相談時間 午前 9 時から午後 5 時

(相談方法)

第6条 電話又は相談者が直接来所して行う面談による。なお、相談は予約したものを優先とする。

(相談料)

第7条 相談料は無料とする。

(相談の処理)

第8条 相談は、相談者の意思に基づき、適正かつ迅速に処理し、その処理結果を業務終了後速やかに男女社会参画課長に提出するとともに、相談員間においては、相談者の支援が円滑に行えるよう情報の共有等、連携に努めるものとする。

(相談員)

第9条 相談は、毎年度予算の範囲内で専門機関に業務委託し、女性の悩みや暴力相談、家庭相談などの相談員やカウンセリング経験がある者で、産業カウンセラー等の資格を有する者の配置により実施する。

(相談員の服務)

第10条 相談員は、その服務を行うにあたって次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)相談にあたっては、誠実かつ公正に対処し、相談者に信頼感を与えるよう努めること。

(2)職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3)相談内容が必ずしも本相談業務の主旨と結びつかない場合は、他の相談機関等の情報提供を行う等、解決に向けて努めること。

(その他)

第11条 この要綱の施行について、必要な事項は総務部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。